

第2次山梨県 食の安全·安心推進計画

素案

平成 生 月 **山梨県**

目 次

第	1	章		1
	1			1
	2			1
	3	計	画期間	1
**	_	ᆓ	TD 1	_
弟			FUR . — H. 1.1.	3
	_			3
			主な取り組みの状況	
		. ,	数値目標の達成状況	
			の安全・安心に関する県民意識 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	4
			食品の安全性への関心度	
			食品の関心度	
			食品を購入する際の重視する点	
		` ′	食品を購入する際の食品の安全性の判断基準	
			生鮮食品、惣菜・加工食品の選択基準	
			食の安全・安心を進めるために消費者が行うべきこと	
			県が更に強化すべき取り組み	
	3		を取り巻く社会情勢の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	1
			食の安全・安心をめぐる事件・事故の後を絶たない発生	
			HACCP(ハサップ)システムの導入	
		` ′	新しい食品表示制度の施行	
			加工食品の原料原産地表示の拡大の動き	
			輸入食品の拡大	
			食に関する情報量の増大	
	((7)	富士山の世界文化遺産登録、東京オリンピック・パラリンピック	
			開催等に伴う観光客の増大	
	4	優	先的に取り組むべき課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	5
笙	3	音	基本目標 ······ 2	6
-1-	_	_		_
第	4	-	施策の展開 ············ 2	7
	1		視指導等に基づく「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保 ・・・・・・・・ 2	9
	((1)	監視の的確な実施と指導の充実(第14条)	
	((2)	生産者の自主的な取り組みの促進(第16条)	
			事業者の自主的な取り組みの促進(第17条)	
	((4)	消費段階における安全性の確保(第6条、25条)	
	2	負	品に関する正確な情報の提供	5
	((1)	情報の収集・提供の推進(第19条、28条)	
	((2)	適正な食品表示の確保(第20条)	
	((3)	食の安全に向けた普及啓発(第19条)	

3 関係者間の相互理解の増進、信頼関係の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(1) 生産者・事業者における情報の記録・保存の促進(第18条)	
(2) 相互理解の増進(第22条)	
(3) 食育及び地産地消の推進(第25条)	
(4) 食の安全・安心推進月間 (第23条)	
(5) 認証制度の推進(第24条)	
(6) 原産地に関する情報の提供の充実(第21条)	
4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· 45
(1) 人材の育成(第11条)	
(2) 調査研究の推進(第15条)	
(3) 危機管理体制の整備等(第10条)	
(4)健康被害の未然・拡大防止のための各種措置(第26条~30条)	
(5) 国、関係者との連携・協働の推進(第9条、12条、13条、31条~	33条)
第5章 重点的に取り組む施策 ······	•••• 51
1 重点施策	
(1) 監視の的確な実施と指導の充実	
(2) 適正な食品表示の確保	
(3) 原産地に関する情報の提供の充実	
(4)消費者、生産者、事業者の相互理解の増進	
第 6 章 計画の推進 ····································	53
1 推進体制	
(1) 山梨県食の安全・安心審議会(第31条~33条)	
(2) 県民からの施策提案制度(第9条)	
(3) 山梨県食の安全・食育推進本部	
(4) 山梨県食の安全・安心推進連絡会議	
2 進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
3 数値目標	55
(1)数値目標の考え方	55
(2) 数値目標	

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、食の安全・安心の確保を図るため、平成15年9月に「やまなし食の安全・安心基本方針」を策定し、これに基づき、平成16年3月に「第1次行動計画」(平成17~18年度)を、平成18年12月には「第2次行動計画」(平成19~23年度)を策定しました。

平成24年4月に「山梨県食の安全・安心推進条例(以下、「条例」という。)」が施行され、同年9月に条例に基づき、「山梨県食の安全・安心推進計画(平成24~28年度)(以下、「第1次推進計画」という。)」を策定し、総合的な施策を推進してきました。

一方、全国では食品の安全を脅かす事件、事故は後を絶たず、県民の食の安全・ 安心への関心は依然高い状況にあります。

こうした中、現行の第1次推進計画が、平成28年度で計画期間を終了することから、これまでの計画の達成状況や、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「第2次山梨県食の安全・安心推進計画」を策定し、食の安全・安心を確保する施策を引き続き進めていきます。

2 計画の位置付け

本計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する施 策の総合的・計画的な推進を図るため、必要な事項について定めるものです。

また、「ダイナミックやまなし総合計画(平成 $27\sim31$ 年度)」における「5 健やか・快適環境創造プロジェクト」の「政策2 安心して暮らせる地域づくり」を実現するための施策として位置付けられた計画です。

更に、本計画の策定及び推進に当たっては、関係法令や関連する県計画との整合性を図っていきます。

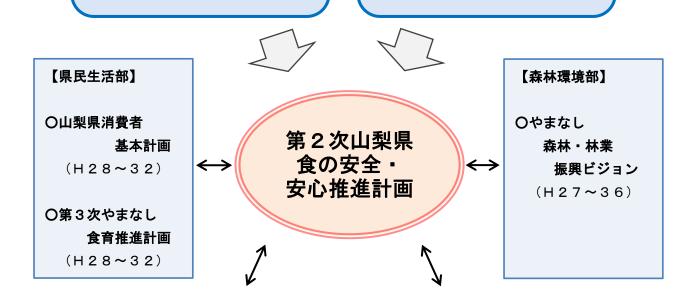
3 計画期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5カ年とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化や食の安全・安心に関わる制度改正、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、見直しに当たっては、広く県民の意見を反映させるものとします。

山梨県条例・他の県計画との連携

【県民生活部】 山梨県食の安全・安心推進条例 (H24~) 【総合政策部】ダイナミックやまなし総合計画 (H27~31)



【福祉保健部】

〇やまなし子ども・ 子育て支援プラン

 $(H27 \sim 31)$

〇山梨県食品衛生 監視指導計画

(毎年度)

○健やか山梨21 (第2次) (H25~34)

【農政部】

〇新・やまなし農業大綱

 $(H27 \sim 31)$

〇山梨県果樹農業振興計画

 $(H28 \sim 32)$

〇やまなしの野菜振興計画

 $(H28 \sim 32)$

〇酪農·肉用牛生産

近代化計画書

 $(H27 \sim 37)$

〇やまなし水産振興計画

 $(H28 \sim 31)$

〇有機農業推進計画

 $(H28 \sim 32)$

1 第1次推進計画の評価

(1) 主な取り組みの状況

① 食品表示調査の実施

食品表示法に基づく調査や、食品表示法、景品表示法等を所管する関係課等 による合同調査を実施し、県内店舗における適正な食品表示の確保に努めまし た。

これらの調査において、不適正な表示を発見した場合にはその場で口頭指導を行い、早急な改善を求めました。

<調査実績>

調査項目等		H24	H25	H26	H27
	品目数(延べ)	38, 717	38, 933	42, 903	47, 166
広域的 店舗	店舗数	90	88	91	92
/白 部	適正表示 実施店舗率	93. 3%	96.6%	98. 9%	100.0%
	品目数(延べ)	17, 323	20, 089	13, 614	16, 455
地域店舗	施設数	299	431	397	396
力計	適正表示 実施店舗率	78. 3%	77. 7%	78.6%	76.0%
∧ ⇒1	品目数(延べ)	56, 040	59, 022	56, 517	63, 621
合計	施設数	389	519	488	488

② 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施

食品衛生監視指導計画に基づき、過去の食中毒の発生頻度や製造・調理・販売される食品の流通の広域性、施設の規模、取り扱い食品の特殊性などから、食品等事業者の施設を監視の重要度に応じて分類し、その分類ごとに目標として標準監視数を設定し、監視指導を実施しました。

く 監視実績>

項目	H24	H25	H26	Н27
達成率 (監視実績数 /標準監視数)	115% (14, 408/12, 545)	112% (13, 412/11, 988)	106% (12, 483/11, 802)	115% (12, 606/10, 970)

③ 放射性物質検査実施計画に基づく放射性物質検査の実施

県民の食品の放射性物質に対する不安感を払拭するため、毎年度、本県の主要な農産物・特用林産物、シカやイノシシなどの野生獣肉を対象に、国のガイドラインに基づき、検査品目や検査時期を示した放射性物質検査実施計画を策定して、出荷前に検査を実施し、その結果を県ホームページ等で公表してきました。

これまでの検査の結果、農産物や野生獣肉においては、いずれも不検出または基準値以下でした。また、特用林産物においては、出荷制限区域内の3市町村の一部の野生きのこにおいて、基準値超過が見られたため、採取、出荷及び摂取の自粛を周知しています。

< 出荷前農産物等の検査実績>

検査品目	H24	H25	H26	H27
農産物	47 品目	47 品目	53 品目	41 品目
	232 検体	225 検体	125 検体	79 検体
野生獣肉	2 獣種	2 獣種	2 獣種	2 獣種
	10 検体	15 検体	18 検体	18 検体
特用林産物	8 品目	8 品目	6 品目	4 品目
	117 検体	180 検体	103 検体	76 検体
合計	57 品目·獣種	57 品目·獣種	61 品目·獣種	47 品目·獣種
	359 検体	420 検体	246 検体	173 検体

(検査品目)

◆ 農産物:果樹、野菜、穀類、原乳、天然魚、養殖魚、その他

◆ 野生獣肉:ニホンジカ、イノシシ

◆ 特用林産物:山菜(野生)、きのこ(野生、栽培)、たけのこ、その他

また、流通食品においても、毎年度、食品衛生監視指導計画に基づき、県内産及び県外産の生鮮食品と加工食品の放射性物質検査を実施しました。

検査の結果、いずれも不検出または基準値以下でした。

<流通食品の検査実績>

単位: 検体

検査品目		H24	H25	H26	H27
県内	生鮮食品	_	1	1	1
生産・製造	加工食品	68	69	58	70
県外	生鮮食品	28	25	36	24
生産·製造	加工食品	4	6	5	5
合	計	100	100	100	100

(検査品目)

◆ 県内(生鮮食品):きのこ類、茶

(加工食品):ミネラルウォーター、果実酒、漬物、食肉製品、その他

◆ 県外(生鮮食品):野菜、きのこ類、茶、その他

(加工食品):豆腐、こんにゃく

④ 農薬等の残留検査の実施

本県の主要な果実であるももやぶどうをはじめとする県産農畜産物の残留農 薬検査や畜水産物の動物用医薬品の残留検査を実施しました。

これまでの検査の結果、残留農薬及び残留動物用医薬品ともに、すべて不検出でした。

< 農畜産物の検査実績>

単位:検体

検査		H24	Н25	H26	H27
残留農薬(出	荷前)	30	30	30	30
残留農薬(流	残留農薬 (流通品)		103	96	104
残留動物用	抗生物質	89	90	90	92
医薬品	抗菌性物質	87	90	90	92
Á	計	306	313	306	318

(検査項目)

◆ 残留農薬検査:野菜、果物、牛肉、豚肉、鶏肉

◆ 残留動物用医薬品検査(抗生物質):魚、はちみつ、鶏卵、牛肉、豚肉、鶏肉

(抗菌性物質):牛肉、豚肉、鶏肉

⑤ 条例に基づく食品等の自主回収報告

特定事業者は、食品等の回収事由が発生した時、若しくは発生の疑いがある時は、自主回収を行い、条例に基づき、自主回収の着手と終了を県に報告するとともに、自社のホームページや店頭告知等により、県民に知らせる仕組みとなっています。

県では、自主回収報告の受付後、速やかに県ホームページに回収情報を掲載 し、県民へ情報提供してきました。

< 自主回収報告受付件数 >

単位:件

年度	H24	H25	H26	Н27
受付件数	_	2	6	3

(2)数値目標の達成状況

数値目標22項目のうち、目標年度(平成28年度)の達成見込項目は17 項目でした。

<数値目標の達成見込>

区 分	H27 実績	H28 見込	達成見込率
目標を達成したもの	15	17	77.3%
目標を達成していないもの	7	5	22. 7%
合 計	22	22	100.0%

<数値目標別の結果> (○印は目標達成見込項目、●印は目標未達成見込項目)

①生産者・事業者等の自主的な取り組みの促進と監視指導の徹底

数値目標 1

●エコファーマー認定者数 (農業技術課)

目標:7,800人(H26)

推 移: 7,522人(H23) → 6,833人(H27実績)

→ 6, 833人 (H28 見込)

【分析】 平成25年度までは微増を続けましたが、これ以降は、農業者の高 齢化により認定の更新を行わなかったことなどから、伸び悩んだと考 えられます。

【課題】 今後は、認定の更新を促すため、認定手続きの簡略化について検討 する必要があります。

数値目標2

〇GAP(農業生産工程管理)の導入産地数 (農業技術課)

目 標:24 産地(H26)

推 移:12産地(H23) → 30産地(H27実績)

→ 34 産地 (H28 見込)

【分析】 GAPの導入を希望するJAや営農集団等に対する指導や、GAP 導入に要する経費に対する補助事業の活用により、目標を達成するこ とができました。

【課題】 新たに取り組む産地への支援に加え、既導入産地に対する継続的な 活動支援が必要です。

●食品等事業者、従事者を対象とした食品衛生講習会等への受講者数

(衛生薬務課)

目 標:延べ50,000人(H24~28) 推 移:延べ49,212人(H19~23)

→ 35, 774人 (H24~27 実績)

→ 45,000人 (H24~28 見込)

【分析】 食品営業許可施設数が減少していることや、講習会の開催が少な かったことから目標に達しませんでした。

【課題】 今後は、自主衛生管理の意識を高めるためにも、各事業所内で独自 の研修会ができるよう、人材を育成していくことが必要です。

数値目標4

〇栄養士、調理師、食生活改善推進員等を対象とした研修会への参加者数

(健康増進課)

目 標:3,800人/年(H28)

推 移:3,492人/年(H23) → 4,095人/年(H27実績)

→ 4,000人/年(H28 見込)

【分析】 食生活改善推進員に対する研修会が多く開催されたことから、参加 者数が増加しました。

【課題】 今後は、参加者数の増加だけでなく、研修内容の充実を図っていく ことが必要です。

数値目標5

<u>○食品衛生監視指導計画に基づく監視率</u> (衛生薬務課)

目 標:100%/年(H24~28)

推 移:101%/年(H19~23) → 112%(H24~27 実績)

→ 100% (H24~28 見込)

【課題】 引き続き、計画に基づき、効果的な監視を行っていくことが重要です。

●人口 10 万人あたりの食中毒患者発生数 (衛生薬務課)

目標:22人/年(各年度)

推 移: 28人/年(H23) → 29.4人(H27 実績) → 30人/年(H28 見込)

- 【分析】 ノロウイルスによる食中毒患者が半数近くを占めているほか、ウェルシュ菌、黄色ブドウ球菌、カンピロバクター、植物性自然毒による様々な食中毒の発生もみられました。
- 【課題】 年度により発生状況は異なっており、引き続き、食中毒予防のため の監視指導や講習会の開催、県民への情報提供に努める必要があります。

数値目標フ

○学校給食を原因とする食中毒の発生件数 (衛生薬務課)

目標: 0件/年(H24~28)

推 移: 0. 2件/年(H19~23) → 0件(H24~27 実績)

→ 0件 (H28 見込)

【課題】 発生すると、被害や影響が大きいため、今後も継続して監視・指導を行っていく必要があります。

数値目標8

〇特定給食施設等に対する監視・指導の実施率 (健康増進課)

目標:50.0% (H28)

推 移: 43.3% (H23) → 41.2% (H27 実績)

→ 50.0% (H28 見込み)

- 【分析】 実施率は減少したものの、個別巡回指導の対象施設を年度当初に計画し、優先順位をつけて効果的に指導を実施しました。また、個別に対応できない場合には、施設種別ごとに行う研修会を開催し、集団指導を行いました。
- 【課題】 引き続き、計画的に監視・指導を行っていく必要があります。

数値目標 9

○残留農薬の収去検査結果の不適正件数 (衛生薬務課)

目 標: 0件/年(H24~28)

推 移: 0件/年($H19\sim23$) \rightarrow 0件/年($H24\sim27$ 実績)

→ 0件/年 (H24~28 見込)

【課題】 違反品が流通しないよう検査を継続する必要があります。

○残留動物用医薬品の収去検査結果の不適正件数 (衛生薬務課)

目 標: 0件/年(H24~28)

推 移: 0件/年(H19~23) → 0件/年(H24~27 実績)

→ 0件/年 (H24~28 見込)

【課題】 違反品が流通しないよう検査を継続する必要があります。

数値目標11

<u>○残留農薬調査の実施検体数</u> (農業技術課)

目標:30検体/年(各年度)

推 移:30 検体/年(H23) → 30 検体/年(H27 実績)

→ 30 検体/年(H28 見込)

【分析】 目標どおり検査を実施した結果、農薬の適正使用が徹底され、飛散 防止の防除体系が確立されていることが確認できました。

【課題】 農薬の使用方法の登録変更が順次行われており、今後も残留農薬基準値超過事例の発生を防止するため、検査を継続するとともに、農薬使用者への周知・指導を徹底していく必要があります。

②食品等の信頼性の確保に向けた食品表示の一層の適正化 及び情報提供の促進

数値目標12

○食品表示合同調査による食品の適正表示実施率 100%の広域的店舗の割合

(消費生活安全課)

目 標:95%以上 (H28)

推 移:90.1% (H23) → 100% (H28 実績)

→ 100% (H28 見込)

【分析】 広域的店舗への合同調査を年4回実施し、普及啓発・指導を行った 結果、各店舗の食品表示に対する意識が向上し、適正に食品表示が行 われました。

【課題】 広域的店舗への継続した調査に加え、地域店舗への食品表示の周知 の徹底と調査の強化を図っていく必要があります。

●食品表示合同調査による食品の適正表示実施率 100%の地域店舗の割合

(消費生活安全課)

目 標:85%以上 (H28)

推 移:77.6% (H23) → 76.0% (H27実績)

→ 80.0% (H28 見込)

【分析】 地域店舗では、広域的店舗に比べ規模の小さい商店等も含まれていることから、食品表示への認識不足が見られ、5年では目標に届きませんでした。

【課題】 今後は、農務事務所、保健所及び消費生活安全課が連携した調査や、 食品表示法等の周知方法について検討する必要があります。

数値目標14

○食品表示に関する説明会への参加者数 (消費生活安全課)

目 標:延べ4,000人(H24~28)

推 移: 673人/年(H23)

→ 延べ4, 921人 (H24~27 実績)

→ 延べ5, 700人 (H24~28 見込)

【分析】 新しい食品表示制度に関心を持っている人が多く、食品表示説明会 への参加者数が増えました。

【課題】 平成32年4月の新しい食品表示制度の完全実施に向け、説明会を 通して周知を徹底していく必要があります。

③食の安全・安心の確保に向けた取り組みに対する県民の参加促進

数値目標15

●広域的店舗における原産地に関する詳細な情報提供の実施率

(消費生活安全課)

目 標:80%以上 (H28)

推 移: - (H23)

→ 51.7% (27種類加重平均、H28上半期実績)

→ 51. 7% (H28 見込)

【分析】 加工食品等27種類の原産地の詳細な情報提供の実施状況について 調査を行いましたが、種類によっては困難なものも多く、実施率に差 が見られました。

【課題】 今後は、県内店舗の自助努力で実施率向上が可能と思われる種類に 絞って調査対象とするなど、調査の見直しを検討する必要があります。

〇地産地消サポーター登録者数 (販売・輸出支援室)

目 標:1,500人(H26)

推 移:1,363人(H23) → 1,526人(H26実績)

【分析】 目標を超えた登録者数を確保したことなどから、概ね「地産地消」 の思想の普及は図られていると考えられます。

【課題】 今後は、県民一人一人の地産地消の取り組みを促進していく必要があります。

数値目標17

○食品表示ウォッチャーからの報告件数 (消費生活安全課)

目標:3,500件/年(H28)

推 移: 2, 955件/年(H23) → 4, 908件(H27実績)

→ 4, 910件 (H28 見込)

【分析】 研修会において、報告件数の目安や報告書の書き方を説明した こと、また、報告様式を変更したことにより、報告件数が増加しまし た。

【課題】 今後は、報告件数の増加に加え、報告の内容がより充実したものと なるよう、研修会を通して徹底していく必要があります。

数値目標18

〇学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース) (スポーツ健康課)

目 標:30%以上(H28)

推 移: 24. 3% (H22) → 23. 0% (H27 実績)

→ 30.0% (H28 見込)

【分析】 地場産物を活用するためには、一定の量の確保や供給費用、生産地から調理場までの距離や給食の調理方式などの課題があり、また、地域や学校によって、取り組み環境に差があることから、目標に達しませんでした。

【課題】 引き続き、地域や学校に対し、継続した地場産物の使用や体制づく りを促進していく必要があります。

〇リスクコミュニケーションの機会への参加者数 (消費生活安全課)

目 標:1,000人/年(H28)

推 移: 870人/年(H23) → 1,305人 (H27実績)

→ 1,000人以上(H28 見込)

【分析】 県民の食の安全・安心に対する意識が高まったことから、参加者が 年々増加したと考えられます。

【課題】 今後は、更に県民に食の安全・安心の理解が進むよう、事業者と消費者間の食の安全・安心に関する情報共有や意見交換の場となるリスクコミュニケーションの機会の提供を行っていく必要があります。

数値目標20

〇食育推進ボランティアの登録者数 (消費生活安全課)

目標:5,600人(H28)

推 移: 5, 182人(H23) → 5, 714人(H27実績)

→ 5, 600人以上(H28 見込)

【分析】 全体の7割以上を占め、活動の中心である食生活改善推進員は減少傾向ですが、学生が卒業後2年間登録したため、全体では増加しました。

【課題】 今後は、食生活改善推進員以外の新たな人材、例えば学生等の新規 登録者を増やして裾野を広げていく必要があります。

④食の安全・安心を脅かす新たな問題への迅速かつ適切な対応

数値目標21

目 標:延べ25件 (H24~28)

推 移: - → 延べ95件 (H24~H27実績)

→ 延べ95件 (H24~H28 見込)

【分析】 第1次推進計画策定時(平成24年度)のパブリックコメントには 意見が提出されましたが、それ以降、意見提出はありませんでした。

【課題】 制度の周知を図っていく必要があります。

○食品の安全性に関する情報提供件数(県ホームページアクセス数)

(消費生活安全課)

目 標:10,000件/年 (H28)

推 移: 9,173件/年 (H23) →31,065件 (H27実績)

→31,100件(H28 見込)

【分析】 食品の安全に係る情報窓口として浸透したことや、食品表示法の施 行などが契機となりアクセス数が増えたと考えられます。

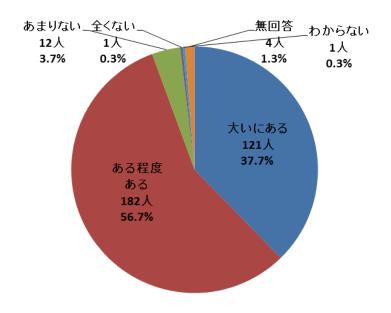
【課題】 平成25年3月、情報を一元化した「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」を開設したので、情報提供の充実やPRの強化などによりこのサイトへのアクセス数を更に増やしていく必要があります。

2 食の安全・安心に関する県民意識

県民の「食の安全・安心」に対する考え方について把握するため、平成28年 7月に、県政モニターによる「食に関するアンケート調査」を実施しました。 (回答者321人)

(1) 食品の安全性への関心度

食品の安全性について、関心が「大いにある」「ある程度ある」と答えた人は、 全体の94.4%と高い結果となりました。

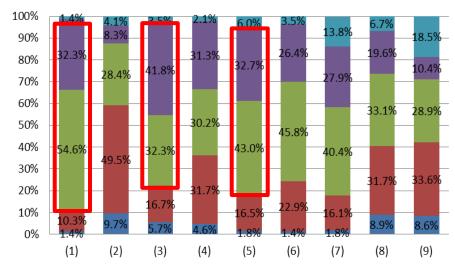


(2)食品の安心度

9つの項目について安心度を聞いたところ、「輸入食品」「放射性物質」「残留農 薬」の3項目はいずれも、「不安」と「どちらかといえば不安」の割合が70%を 超える結果となりました。

<「不安」と「どちらかといえば不安」の割合の高い項目>

- 輸入食品 86.9%
- 75.7% ② 残留農薬
- ③ 放射性物質 74.1%



■安心 ■どちらかといえば安心 ■どちらかといえば不安 ■不安 ■わからない

- (1)輸入食品
- (2) 食品の表示 (3) 放射性物質
- (4) 食中毒
- (5) 残留農薬
- (6) 着色料・甘味料・保存料などの食品添加物
- (7)遺伝子組換え食品
- (8) 食品中のアレルギー物質
- (9) いわゆる健康食品

また、「不安」と「どちらかといえば不安」の割合が高かった3項目の主な理由 は、次のとおりでした。

<輸入食品>

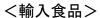
- 法令遵守や衛生管理が不十分(39.5%)
- 安全性に関する事件・事故の発生(36.1%)

く残留農薬>

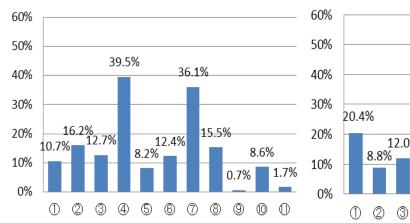
- 法令遵守や衛生管理が不十分(22.2%)
- 自分の知識がない(20.4%)
- 安全性の裏付けに不安(20.1%)
- 事業者からの情報が不十分(18.7%)

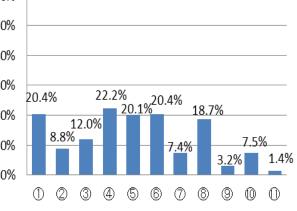
<放射性物質>

- 安全性の裏付けに不安(30.1%)
- 自分の知識がない(23.8%)

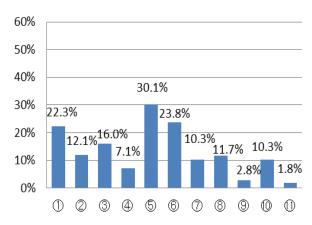


く残留農薬>





<放射性物質>



- ① 不安はない(安心度で、「安心」「どちらかといえば安心」「わからない」を選んだ方)
- ② 法律などの規制や法律に基づく基準が不十分だから
- ③ 行政の検査や監督指導が不十分だから
- ④ 生産者、事業者の法令遵守や衛生管理に対する姿勢が不十分だから
- ⑤ 安全性に関する科学的な裏付けに対して不安があるから
- ⑥ 安全性に関する自分の知識があまりないから
- ⑦ 安全性に関する事件・事故が発生しているから
- ⑧ 事業者からの安全性に関する情報が十分でないから
- ⑨ わからない
- ⑩ なんとなく不安
- ① その他

(3)食品を購入する際の重視する点

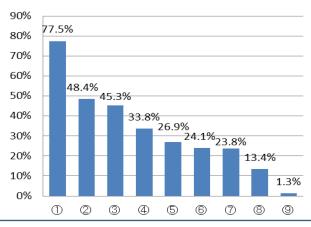
「鮮度」「安全性」「価格」「味」「産地」「その他」の6項目の中で、食品を購入する際、1番に重視する項目は、「鮮度」42.7%で、次いで、「安全性」26.3%でした。

その他 1人 0.3% 産地 39人 23人 12.1% 鮮度 7.1% 138人 価格 42.7% 37人 11.5% 安全性 85人 26.3%

<食品購入時に1番に重視する項目>

(4) 食品を購入する際の食品の安全性の判断基準

食品の安全性を判断する基準は、「国内で生産、製造、加工されたものであること (77.5%)」と答えた人が最も多く、次いで、「消費期限や賞味期限に余裕があること (48.4%)」「信頼できる生産者やメーカーであること (45.3%)」となりました。

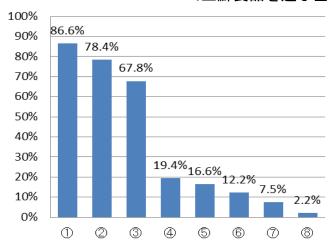


- ① 国内で生産、製造、加工されたものであること
- ② 消費期限や賞味期限に余裕があること
- ③ 信頼できる生産者やメーカーであること
- ④ 鮮度や色などの見た目が良いこと
- ⑤ 使用されている食品添加物が少ないこと
- ⑥ 信頼できる店舗が販売していること
- ⑦ 生産者や生産履歴の情報が明確であること
- ⑧ 有機栽培(※)など、特別な栽培方法であること※化学肥料、化学合成農薬などの化学物質を使用せず栽培する方法
- ⑨ その他

(5) 生鮮食品、惣菜・加工食品の選択基準

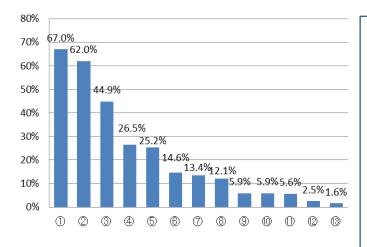
生鮮食品、惣菜・加工食品を購入する際の選択基準は、「消費期限・賞味期限」 や「生産地や製造地が国内か国外か」といった項目を基準とする人が多くなって います。

<生鮮食品を選ぶ基準>



- ① 原産地が国内か外国か
- ② 鮮度・品質(形、大きさなど)
- ③ 消費期限
- ④ 放射性物質検査の結果
- ⑥ 山梨県産であるかどうか
- ⑦ 水産物 (魚介類や海草類など) に おける養殖、天然の別
- ⑧ その他

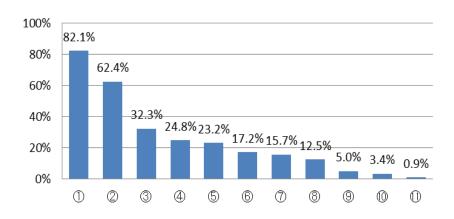
<惣菜・加工食品を選ぶ基準>



- ① 消費期限や賞味期限
- ② 原産国(製造した国)が日本か外国か
- ③ 原材料が国産か外国産か
- ④ 食品添加物の使用の有無、種類
- ⑤ 信頼されるメーカーや生産者
- ⑥ 原材料の種類
- ⑦ 熱量(カロリー)や栄養成分
- ⑧ 遺伝子組換え食品の使用の有無
- ⑨ 山梨県内の製造であるかどうか
- ⑩ 減塩商品かどうか
- ① アレルギー物質の有無
- ⑩ 栽培方法(有機栽培など)
- ③ その他

(6) 食の安全・安心を進めるために消費者が行うべきこと

食の安全・安心を進めるために消費者が行うべきことは、「食の安全・安心に 関心を持ち、知識を得るように努める」が82.1%で、次に、「食品を選択す るとき産地や価格、見た目だけでなく、食品の安全性も考慮する」が62.4% でした。

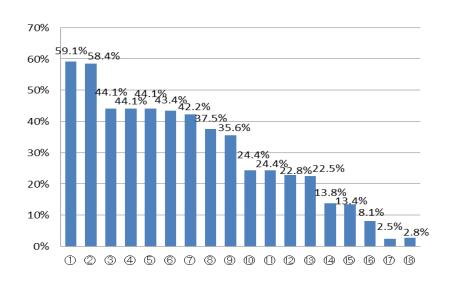


- ① 食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努める
- ② 食品を選択するとき産地や価格、見た目だけでなく、食品の安全性も考慮する
- ③ 食の安全・安心に積極的に取り組んでいる事業者・生産者から商品を購入する
- ④ 環境に負荷を与えない商品の選択など、環境への影響を考えた消費行動に努める
- ⑤ 食育に積極的に取り組む
- ⑥ 県産食品を優先して購入する
- ⑦ 安全性の高いものは、価格が高くても購入する
- ⑧ 有機農産物について、もっとよく知る
- ⑨ 生産者・事業者との交流・話し合いの場に参加する
- ⑩ 講演会、意見交換会などに参加する
- ⑪ その他

(7) 県が更に強化すべき取り組み

食品の安全性をより確保するために、県が強化すべき取り組みについては、「輸入食品を含めた流通食品に対する監視指導」が59.1%、「食品表示の適正化」が58.4%と高くなっています。

次いで、「残留農薬対応」「情報提供の充実」「食育や地産地消の推進」「O157、ノロウイルスなどの食中毒対応」「食品検査体制の充実」の順で、それぞれ40%を超えています。



- ① 輸入食品を含めた流通食品に対する監視指導
- ③ 残留農薬対応
- ⑤ 食育や地産地消の推進
- ⑦ 食品検査体制の充実
- ⑨ 食品中の放射性物質対策
- ⑪ 食の安全に関する啓発イベントなどの充実
- ③ 遺伝子組換え食品対策
- ⑤ 食の安全・安心に関する相談窓口の充実
- ① 特にない

- ② 食品表示の適正化
- ④ 情報提供の充実
- ⑥ 〇157、ノロウイルスなどの食中毒対応
- ⑧ 食品事業者などの自主的衛生管理の

取り組み支援

- ⑩ 食品事業者や消費者への普及啓発
- ⑩ 環境保全型農業や有機農業の推進
- ⑭ いわゆる「健康食品」対策
- ⑯ 意見交換会の開催など

リスクコミュニケーション

18 その他

3 食を取り巻く社会情勢の変化

(1) 食の安全・安心をめぐる事件・事故の後を絶たない発生

第1次推進計画策定(平成24年9月)時において、食の安全・安心に関する最大の事件は、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による、食品への放射性物質汚染であり、今も県民の食への不安を払拭するため、食品の放射性物質検査が行われています。

第1次推進計画策定時以降をみても、国内では、平成24年に学校給食での食物アレルギー事故、平成25年にホテル等におけるメニューの食材偽装、従業員による農薬混入事件、平成26年に中国産消費期限切れ鶏肉使用、虫や金属片などの異物混入、そして平成28年1月には産業廃棄物処理事業者による廃棄食品の不正流通など、食の安全・安心をめぐる事件・事故が後を絶たず発生しています。

県内においても、平成25年にホテル等の飲食店メニューの不正表示、平成28年10月には、県内のミネラルウォーターから基準値を超える成分の検出による回収命令、また、県内店舗で販売された缶詰に虫が混入していたことが全国ニュースとなり、大きな衝撃を与えました。

平成28年7月に実施した「食に関するアンケート調査」では、依然として、 食品の安全性について不安を感じている県民は多く、その内容も、輸入食品、放 射性物質、残留農薬など広範囲にわたっており、更に、県が強化すべき取り組み として、「輸入食品を含めた流通食品に対する監視指導」や「食品表示の適正化」 などが求められています。

このため、食に関する事故発生の未然防止のための**生産から消費に至る食品の** 安全性の確保に向けて、指導・検査体制の充実・強化を図る必要があります。

また、食品による健康被害や被害が生ずる恐れがある緊急事態等の発生時に、 柔軟かつ迅速に対応できるよう、日頃から**食の安全・安心を総合的に推進するための体制の**充実・強化を図っていく必要があります。

(2) HACCP (ハサップ) システムの導入

食品流通のグローバル化が進む中、平成26年5月に、HACCP(危害分析・重要管理点方式)による工程管理の将来的な義務化を見据え、段階的な導入を図る観点から、厚生労働省の「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」が改正され、HACCP導入型基準が追加されました。

国際的には、HACCPの導入は、効果的・効率的な衛生管理の国際基準として広く普及が進んでおり、また、食品の輸出に当たり他国からHACCPによる

衛生管理が求められる場合がありますが、我が国の中小規模層の企業(食品販売金額1億円~50億円)での普及率は4割を下回っています。

このため、生産から消費に至る食品の安全性を確保するために、HACCPの 考え方による衛生管理手法の導入を一層推進していく必要があります。

(3)新しい食品表示制度の施行

食品衛生法、JAS法、健康増進法に係る食品の表示に関する規定が統合され、 食品表示の包括的かつ一元的な制度として、平成27年4月に「食品表示法」が 施行されたことから、平成32年4月の完全施行までには、新しい食品表示制度 の理解を促進するため積極的な取り組みを行う必要があります。

こうした中、本県においては、広域的店舗の食品表示は、法令に基づき適正に 実施されていますが、地域店舗の適正表示は8割程度と低い状況にあります。

このため、事業者に対しコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食品表示法の完全施行に向けて、新しい制度に関する知識の修得を促進する必要があります。

また、県民に対しては、食品表示の適切な理解を進めるとともに、近年の健康 志向の高まりを踏まえ、機能性表示食品を含めた健康食品など**食品に関する正確** な情報の提供を図る必要があります。

(4) 加工食品の原料原産地表示の拡大の動き

食品表示法に基づく現行制度では、加工食品の原料原産地表示(国産品の場合は「国産」、輸入品の場合は「原産国名」を表示)は、全体の2割に当たる26種類に義務付けられています。

平成28年、国の有識者検討会において、国内で製造・加工された全ての加工 食品の原料原産地表示の義務付けが検討され、同年11月に検討結果が取りまと められました。早ければ平成29年度から、全ての加工食品の原料原産地表示が 義務付けられるとの情報があります。

本県では独自制度として、畜産品と26種類の加工食品を対象に、県名など詳細な原産地情報の提供に努めていますが、広域的店舗でも実施率は5割程度と低く、今後は地域店舗を含めて、詳細な産地情報の提供を一層進めていく必要があります。

(5) 輸入食品の増大

我が国の食料自給率は、長期的には低下傾向で推移してきましたが、近年は、 カロリーベースで4割弱と、横ばいで推移しています。私たちの豊かな食生活は、 世界各国から食料の多くを輸入することで成り立っています。

食料の輸入・輸出には、日本を含むWTO(世界貿易機構)加盟国において、 輸入品の基準として、国内基準と調和させることが求められ、製造日表示から期 限表示への変更や、残留農薬のネガティブリストからポジティブリスト制度への 変更など、国際基準との調和が進んでいます。

また、平成28年12月の国会においてTPP協定(環太平洋パートナーシップ協定)が承認され、今後、協定が発効された場合、関税の自由化が進むことで、日本の優れた工業製品などが輸出しやすくなり、我が国の経済発展を見込める一方で、外国産農産物に対する不安や懸念の声も聞かれます。

このため、国の動向を踏まえ、県民に**食品に関する正確な情報の提供**を行っていく必要があります。

(6) 食に関する情報量の増大

近年、インターネットの普及により、必要な情報がいつでも容易に入手できるようになり、食品に関しても、その特性や効能など様々な情報が溢れています。

しかし、その内容は、全て科学的根拠に基づく情報とは限らず、特に、健康食品は、平成27年に国の食品安全委員会から「多量に摂ると健康を害するリスクが高まる」「食品と言っても安全とは限らない」といった19項目のメッセージが公表されています。

このように、食品への安心感を確保するためには、県民が合理的な判断ができるよう、食の安全に関する正しい情報を提供していく必要があります。

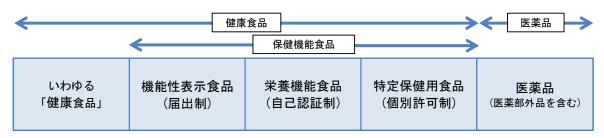
また、「食に関するアンケート調査」においても、食の安全・安心を進めるため に消費者が行うべきことについて、「食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るよ うに努める」と回答した人は8割を超えています。

このため、食の安全・安心の確保についてわかりやすく情報提供する工夫とともに、関係者がそれぞれの立場から意見交換できるリスクコミュニケーションの場を提供し、消費者、生産者、事業者間の相互理解の増進を図っていく必要があります。

健康食品とは

健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指します。

そのうち、国の制度として、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」があります。



※厚生労働省HPより

(7) 富士山の世界文化遺産登録、東京オリンピック・ パラリンピック開催等に伴う観光客の増大

平成25年6月に「富士山」が世界文化遺産に登録されたことを契機に、本県を訪れる観光客は増加し、現在、年間3千万人を超え、特に、外国人観光客が増大しております。また、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、今後ますます国内外からの観光客の増大が見込まれます。

観光客の増大は、本県の特色ある農産物や郷土料理など食を通して本県をアピールする機会の増加につながることから、より一層、県産農産物等の安全性の確保や、飲食店、宿泊施設等での衛生管理の徹底が求められます。

4 優先的に取り組むべき課題

第1次推進計画の評価、食の安全・安心に関する県民意識、食を取り巻く社会情勢の変化から現状と課題を明らかにしてきました。

その中でも、特に、計画期間中に優先的に取り組むべき課題を次のとおりとします。

- 「食に関するアンケート調査」によると、県が強化すべき取り組みとしては、 「輸入食品を含めた流通食品に関する監視指導」が最も高く、今後も、引き続き、食品の安全性を確保する取り組みを強化していくことが必要です。
- 第1次推進計画の評価によれば、関係法令に基づく食品の適正表示が完全に は実施されていないことや、平成32年4月に新しい食品表示制度が完全施行 となることから、制度の普及を図っていく必要があります。
- 条例に基づき、本県独自の取り組みとして実施している県名などの詳細な原産地情報の提供については、実施率が低調であることから、生産者、事業者の理解を深めて、この制度の普及を図っていく必要があります。
- 食に関する事件・事故が後を絶たず、消費者の食の安全・安心に対する意識 が高まっていることから、消費者、生産者、事業者の相互理解を促進し、信頼 関係を構築していく必要があります。

1 基本目標

本計画の基本目標は、条例第3条に規定する基本理念に基づき、第1次計画と同様に以下のとおりとします。

また、この基本目標を実現するため、施策の基本的な方針を次章に定め、これを 着実に実行するものとします。

- 生産から販売に至る一連の行程の各段階における安全性の確保に向けた法令 遵守の徹底、的確な監視指導
- 消費者の信頼に応えるための食品に関する正確な情報提供の推進
- 食の安全・安心を支える生産者、事業者、消費者の相互理解、信頼関係の構築 促進
- 食品による健康への悪影響の未然防止に向けた体制の整備

【参考】

<基本理念>(条例第3条)

- ・ 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。
- ・ 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一 連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
- ・ 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。
- ・ 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならない。
- ・ 食の安全・安心の確保は、県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責務または 役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

計画の施策体系

基本的事項	施策	主な取り組み
		① 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保
	(1)監視の的確な実施と指導 の充実 (第14条)	② 製造・加工・調理段階における安全性の確保
		③ 流通・販売段階における監視指導等の実施
1 監視指導等に 基づく「生産」 から「消費」に	(2)生産者の自主的な取り組	① 生産工程管理に関する手法の普及
至る食品の安全性の確保	みの促進 (第16条)	② 環境に配慮した減化学合成農薬、減化学肥料の取り組 みの推進
	(3)事業者の自主的な取り組	① HACCPの考え方を取り入れた自主管理体制の促進
	みの促進 (第17条)	② 食品衛生に関する最新知識の普及
	(4)消費段階における安全性 の確保 (第6条、25条)	① 消費者への普及啓発、学習機会の提供
	(1)情報の収集・提供の推進	① 各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進
0. 金口/- 眼十7	(第19条、28条)	② 食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付
2 食品に関する 正確な情報の 提供	(2)適正な食品表示の確保 (第20条)	① 関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施
		② 県民参加による食品表示監視の推進
	(3)食の安全に向けた普及啓発 (第19条)	① 食の安全・安心に関する知識の普及
	(1) 仕	① 生産者における情報の記録・保存の促進
	(1)生産者・事業者における情報の記録・保存の促進 (第18条)	② 事業者における情報の記録・保存の促進
	(30.1.231)	③ 各種トレーサビリティ制度の運用
	(2)相互理解の増進 (第22条)	① 生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進
3 関係者間の相 互理解の増進、		① 食育の推進
信頼関係の構 築	(3)食育及び地産地消の推進 (第25条)	② 地産地消の普及啓発
		③ 学校給食における県産食材の活用促進
	(4)食の安全·安心推進月間 (第23条)	① 啓発事業の実施
	(5)認証制度の推進 (第24条)	① 各種認証制度の運用
	(6)原産地に関する情報の提 供の充実 (第21条)	① 消費者の合理的な選択に必要な原産地に関する十分な 情報提供の促進

基本的事項	施策	主な取り組み
	(1)人材の育成	① 実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成
	(第11条)	② 地域の活動主体となる人材の育成
	(2)調査研究の推進	① 食品衛生確保のための調査研究
	(第15条)	② 安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究
4 食の安全・安心	(3)危機管理体制の整備等 (第10条)	① 山梨県食の安全・食育推進本部
を総合的に推進 するための体制	(4)健康被害の未然・拡大防止のための各種措置 (第26条~30条)	① 出荷の制限
整備等		② 自主回収報告の義務づけ
		③ 危害情報の申出
		④ 立入検査、措置勧告
	(5)国、関係者との連携·協働 の推進	① 国、市町村等との連携等
	(第9条、12条、13条、 31条~33条)	② 消費者団体、NPO法人、ボランティア団体等との連携・ 協働

1 監視指導等に基づく「生産」から「消費」に至る

食品の安全性の確保

(1) 監視の的確な実施と指導の充実(第14条)

① 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保

ア 監視による安全性の確保

- 農薬の適正使用と飛散防止対策を徹底するため、主要病害虫発生予報等の情報提供や、農業関係団体等と連携した技術指導等を実施するとともに、主要な農産物の残留農薬検査を実施します。 (農業技術課)
- 安全・安心な畜水産物の生産を推進するため、防疫上の衛生指導、動物・水産用医薬品の適正使用の指導や畜産物中の飼料添加物残留検査等を実施します。 (畜産課、花き農水産課)

イ 巡回指導による安全性の確保

○ 養殖技術・防疫対策技術普及のための講習会や現地指導を行います。また、魚病診断と対策の指導を実施し、特定疾病等の伝染性の蔓延を未然に防ぐとともに、養殖魚を安定的に生産できる体制づくりを推進します。

(花き農水産課)

○ 様々に態様が変化する魚病に対応し、消費者の視点に立った安全な養殖 魚の生産に寄与するため、養殖業者への巡回指導を実施し、疾病対策を効 率的かつ効果的に推進します。 (花き農水産課)

ウ 放射性物質検査の実施

○ 放射性物質による県民の食の安全・安心への不安感を払拭するため、国のガイドラインに基づき、本県のこれまでの検査結果を踏まえ、科学的知見に基づいた、より合理的かつ効果的な検査のあり方を検討しながら、放射性物質検査計画を策定し、農畜産物・特用林産物等の検査を実施します。

(衛生薬務課、みどり自然課、林業振興課、

果樹・6次産業振興課、畜産課、花き農水産課、農業技術課)

② 製造・加工・調理段階における安全性の確保

ア 食品の安全性の確保に向けた監視指導等の対策

- 食品衛生法に基づき、「山梨県食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、 食の安全性確保のため、食中毒予防への取り組みや、本県の実情に合った 重点的な監視指導等の実施、監視体制の充実や自主衛生管理の推進等を図 ります。 (衛生薬務課)
- 県内で生産、製造される食品、県内での流通の多い食品及び輸入食品の 収去検査等を計画的に実施し、食品の安全性の確認を行います。

(衛生薬務課)

○ 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、食肉として処理される牛及びめん山羊についてTSEスクリーニング検査を確実に実施します。

(衛生薬務課)

- 食用に供する食肉、食鳥肉についての検査及び監視指導を適正に実施します。 (衛生薬務課)
- 食中毒発生時の原因究明や食品添加物の検査を迅速かつ正確に実施します。 (衛生薬務課)

食品供給行程(フードチェーン)各段階における監視指導及び連携



イ 食品の安全性の確保に向けた知識の普及啓発

- 衛生管理について指導的立場にある者に対し、講習会や監視指導の際に、 自主衛生管理に積極的に取り組めるよう、最新の衛生知識の普及啓発を図 ります。 (衛生薬務課)
- 食品等事業者に対し、食品取扱者の健康管理や衛生的な食品及び器具類の取り扱いなどの食中毒防止対策について、施設の監視指導や食品衛生に係る講習会等で啓発を図ります。 (衛生薬務課)
- 全国的に毒きのこを食用きのこと間違えて、販売・採取・喫食すること が多いことから、野生きのこの販売店の監視指導、食品等事業者や県民に 対し注意喚起を行います。 (衛生薬務課)
- きのこ鑑定会を開催し、誤食による食中毒を防止するため普及啓発を行います。 (森林環境総務課)
- ② 食中毒発生時には、関係部署と連携しながら、各施設に対し、原因究明 調査の徹底と再発防止対策の徹底を指導します。 (衛生薬務課)
- 食の安全性確保には、生産から消費に至るまで一貫した衛生管理が必要であり、各流通段階における食肉の衛生的な取扱いなどの普及啓発を行います。 (衛生薬務課、畜産課)

ウ 学校給食施設等における安全性の確保

- 小中学校等の給食の一層の安全・安心を確保するため、学校給食衛生管理基準に基づき、給食の食材を対象にした検査を実施し、また、提供した給食に含まれる放射性物質の有無や量についての検査実施を支援します。 (私学・科学振興課、子育て支援課、スポーツ健康課)
- 給食施設に対する巡回指導、集団指導や、災害時における対応など特定 給食施設等に対する衛生管理や栄養管理の指導を計画的に実施します。 (衛生薬務課、健康増進課)
- 学校給食の安全・充実のために、栄養・衛生管理に関する諸課題について研修を行い、学校給食関係職員の資質の向上を図ります。

(スポーツ健康課)

○ 学校給食施設の衛生管理の徹底を図るため、施設の状況を巡回調査し、併せて必要な改善指導を行います。 (スポーツ健康課)

③ 流通・販売段階における監視指導等の実施

ア 農畜水産食品の残留有害物質の検査

○ 本県の主要な果実であるももやぶどうをはじめとする県産農畜産物の残留農薬検査や畜水産物の動物用医薬品の残留検査を実施します。

(衛生薬務課)

イ 流通食品の放射性物質検査の実施

- 県内に流通している食品の安全性を確保するため、流通食品の放射性物質検査を実施します。 (衛生薬務課)
- 放射性物質に汚染された食品が流通することがないよう、関係部署と連携を図ります。 (衛生薬務課)

ウ 食品の安全性の確保に向けた監視指導等の対策

- 流通食品(輸入食品を含む)について、食品等事業者に対して食品衛生 監視指導計画に基づき、効率的かつ効果的に監視指導を実施します。また、 収去検査等を計画的に実施し、食品の安全性の確認を行います。 (再掲) (衛生薬務課)
- 食中毒発生時の原因究明や食品添加物の検査を迅速かつ正確に実施します。(再掲) (衛生薬務課)
- 食品等事業者に対し、食品取扱者の健康管理や衛生的な食品及び器具類の取り扱いなどの食中毒防止対策について、施設の監視指導や食品衛生に係る講習会等で啓発を図ります。(再掲) (衛生薬務課)

(2) 生産者の自主的な取り組みの促進(第16条)

① 生産工程管理に関する手法の普及

ア 食品安全のためのGAPへの取り組みの推進

○ 消費者の求める安全・安心な農産物を供給するため、普及指導員や営農 指導員等を指導者として養成し、GAPの導入を推進します。

(農業技術課)

イ HACCPによる衛生管理手法の普及

○ 生産段階における畜産物の安全性の確保及び家畜の疾病予防のため、また、生産物の付加価値の向上を図る上でも有効なことから、畜産農場におけるHACCPの認証取得を推進します。 (畜産課)

② 環境に配慮した減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進

○ 減化学合成農薬、減化学肥料栽培を推進する「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」の普及促進と消費者への周知を図ります。

(果樹・6次産業振興課)

- 農薬危害防止運動等による農薬適正使用を推進します。 (農業技術課)
- 本県の優れた自然条件を活かした無農薬・無化学肥料栽培に取り組む農業者を支援するため、有機栽培に関する技術の研究や実証による栽培技術を体系化し、「有機の郷づくり」を推進します。 (農業技術課)
- 高付加価値化を目指した有機栽培に取り組む農家へは、有機 JAS 規格 の認定への誘導と認定に向けた支援を行うとともに、有機栽培野菜の販路 拡大や消費者へのPR活動等を支援します。 (農業技術課)
- 化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培の普及定着を推進するため、関係機関が連携し、低減化技術の研究開発や生産現場での技術実証等に取り組みます。 (農業技術課)

(3) 事業者の自主的な取り組みの促進(第17条)

① HACCPの考え方を取り入れた自主管理体制の促進

- 食品等事業者に対し、自主衛生管理を行うための管理運営要領を作成するよう指導を行うとともに、講習会の開催、施設の監視などを通して、 HACCPを用いた衛生管理の導入を推進します。 (衛生薬務課)
- HACCPを導入して総合衛生管理製造過程を承認取得するための資金 を金融機関と協調して低利で融資します。 (商業振興金融課)
- 安全・安心な農産物の生産供給を図るための施設等の整備を支援するため、農業近代化資金等の融資機関に対し、利子補給を行います。

(農業技術課)

② 食品衛生に関する最新知識の普及

○ 衛生管理について指導的立場にある者に対し、講習会や監視指導の際に、 自主衛生管理に積極的に取り組めるよう、最新の衛生知識の普及啓発を図 ります。 (再掲) (衛生薬務課)

(4) 消費段階における安全性の確保(第6条、第25条)

① 消費者への普及啓発、学習機会の提供

ア 県民への食品衛生知識の普及

○ テレビ、ラジオ、県ホームページ等の広報媒体などを活用して、消費者 に対し、家庭における食中毒の防止などの食品衛生知識の普及啓発を図る とともに、食品衛生に係る講習会を開催します。

(消費生活安全課、衛生薬務課)

イ 食に関する学習機会の提供

○ 特用林産物等の普及を目的として、森林総合研究所等において山菜、き のこ、ハーブに関する体験教室や展示による学習機会を提供します。

(森林環境総務課)

- 6月の「食育月間」に合わせ、「食育推進シンポジウム」や「食育フェスタ」の開催等を通して食に関する情報提供や啓発活動を行い、県民意識の醸成を図ります。 (消費生活安全課)
- 食の安全・安心の確保について県民の意識を高めるため、条例で「食の 安全・安心推進月間」に定めた9月に、「食の安全・食育推進大会」を開 催し、食の安全・食育に関する情報提供を行います。(消費生活安全課)
- 農業への関心を高めるとともに食文化の理解促進を図るため、学校農園 を活用した農作物の栽培や知識の習得を支援します。 (農業技術課)

2 食品に関する正確な情報の提供

(1)情報の収集・提供の推進(第19条、28条)

- ① 各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進(第19条)
 - 消費者向けの情報誌や県ホームページ内の「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」、テレビスポット「くらしの情報」、各種イベント等を通して、食の安全・安心の確保に関する知識や情報を県民に周知します。 (消費生活安全課)
 - 県民が自主的に開催する食の安全・安心に関する勉強会等に対して、資料提供や講師の派遣などを随時行います。 (消費生活安全課)

やまなし食の安全・安心ポータルサイト

- ◇ 「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」は、県民の皆さんが安心して毎日の食生活を送ることができるよう、食の安全・安心に関する様々な情報を分かりやすく提供するための専門のポータルサイトで、平成25年3月に県ホームページ内に開設しました。
- ◇ 食品衛生、食品表示、農林水産など幅広い分野にまたがる食の安全・安心に関する情報を、このポータルサイトに集約し、分かりやすく情報提供しています。



http://www.pref.yamanashi.jp/shoku-portal/index.html

② 食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付(第28条)

ア 食品の安全性に関する相談の受付対応

○ 「食品安全110番」や「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」により、食品の安全性や表示などに関する県民からの様々な相談や情報を受け付け、随時対応します。 (消費生活安全課)

イ 消費生活協力員の活用促進

○ 消費生活協力員を委嘱し、住民からの消費生活に関する相談について、 地域の相談員へ取り次ぎを行うとともに、住民へ情報を提供します。

(消費生活安全課)

ウ 県民生活センターによる相談対応

○ 県民からの消費生活に関する相談、苦情等に応じ、助言、あっせん、情報提供など速やかに必要な措置やアドバイスを行います。

(消費生活安全課)

エ 食品衛生に関する各種相談や危害情報の受付

- 食品等事業者や消費者からの食品衛生に関する相談、情報提供及び苦情に対応します。 (消費生活安全課、衛生薬務課)
- 消費者等から食品等に関する危害情報の申し出があった時は、関係法令 または条例の規定により、必要な調査を行い、その結果必要がある時は、 指導等必要な措置を行います。

(消費生活安全課、衛生薬務課、林業振興課、

花き農水産課、農業技術課)

(2) 適正な食品表示の確保 (第20条)

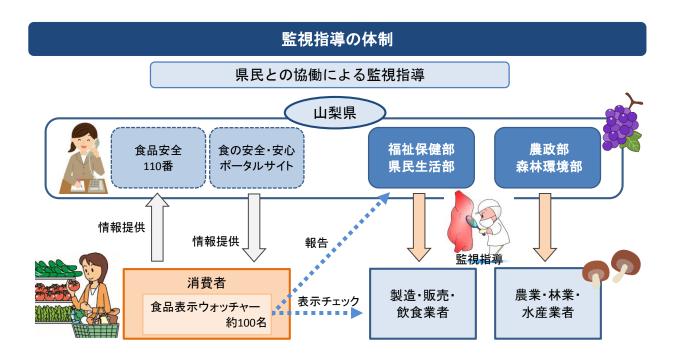
① 関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施

- 国と連携し、食品表示法に基づく食品表示の適正化に向けた調査、指導 を実施するとともに、相談への対応や食品表示の真正性を確認するための 収去物品の買上調査を実施します。 (消費生活安全課)
- 景品表示法に基づく適正な食品表示が実施されるよう、事業者に対して 指導するとともに、相談にも応じます。 (消費生活安全課)

- 栄養成分表示の義務化、機能性表示食品制度の創設など、食品表示法の 完全施行(平成32年4月)を踏まえた食品表示制度の普及啓発を図りま す。 (消費生活安全課、衛生薬務課)
- 食品の健康保持増進効果等について著しく事実に相違したり、著しく人 を誤認させるような広告等の表示(虚偽誇大広告等)について監視指導を 行います。 (衛生薬務課)
- 食品表示法や景品表示法など食品表示を所管する関係課及び関係出先機 関と連携し、食品表示合同調査を実施して、食品表示の調査や適正化に向 けた指導を行います。 (消費生活安全課、衛生薬務課)

② 県民参加による食品表示監視の推進

- 一般消費者からの公募や市町村等からの推薦を受け、「食品表示ウォッチャー」を委嘱し、県内の食品販売店の食品表示の状況を確認します。
 - (消費生活安全課)
- 「食品安全110番」により、疑義情報を随時受け付け、必要に応じて 対応します。(再掲) (消費生活安全課)



(3) 食の安全に向けた普及啓発(第19条)

① 食の安全・安心に関する知識の普及

○ テレビ、ラジオ、県ホームページ等の広報媒体などを活用して、消費者 に対し、家庭における食中毒の防止などの食品衛生知識の普及啓発を図る とともに、食品衛生に係る講習会を開催します。 (再掲)

(消費生活安全課、衛生薬務課)

- 給食施設や行政機関等に従事する栄養士を対象とした研修会を開催し、 技術の向上を図ります。 (健康増進課)
- 調理師や食生活改善推進員等を対象とした研修会を開催し、知識の普及 を図ります。 (健康増進課)
- きのこ鑑定会を開催し、誤食による食中毒を防止するため普及啓発を行います。 (再掲) (森林環境総務課)
- 保育所の関係職員等への研修等を通して、乳幼児期にふさわしい給食の 実践を推進するとともに、給食の役割や食育の重要性、アレルギー対応等に ついての理解を促進します。 (子育て支援課)
- 食の安全・安心の確保について県民の意識を高めるため、条例で「食の安全・安心推進月間」に定めた9月に、「食の安全・食育推進大会」を開催し、食の安全・食育に関する情報提供を行います。(再掲)

(消費生活安全課)

3 関係者間の相互理解の増進、信頼関係の構築

(1)生産者・事業者における情報の記録・保存の促進(第18条)

- ① 生産者における情報の記録・保存の促進
 - ア 農薬の使用に関する情報の記録・保存の促進
 - 農業団体や農業者等に対し、農薬の管理、使用のより一層の適正化のため、農薬の散布履歴など関係情報の記録、保存に向けた指導を行います。 (農業技術課)
 - 農薬の適正使用と飛散防止対策を徹底するため、主要病害虫発生予報等の情報提供や、農業関係団体等と連携した技術指導等を実施するとともに、主要な農産物の残留農薬調査を実施します。(再掲) (農業技術課)

イ 飼料の適正な使用及び受入に関する記録・保存の促進

○ 飼料安全法に基づく飼料の適正使用を推進するため、生産者に対し、飼料の受入や適正使用に関する情報の記録・保存等について指導を行います。 (畜産課)

ウ 動物用医薬品の使用に関する情報の記録・保存の促進

- 消費者及び事業者に畜産物に関する正確な情報を提供するため、生産者 に対し、動物用医薬品の適正使用に関する情報の記録・保存等について指 導を行います。 (畜産課)
- ② 事業者における情報の記録・保存の促進
 - ア 食品等の製造、輸入、加工、販売等に関する

情報の記録・保存の促進

○ 食品等事業者に対して食品衛生監視指導計画に基づき、効率的かつ効果 的に監視指導を実施し、製造等に関する情報の記録及び記録の保存につい て指導します。 (衛生薬務課)

③ 各種トレーサビリティ制度の運用

ア 米トレーサビリティ制度の適正な運用

○ 生産者、事業者等へ米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を行う米トレーサビリティ制度を、国の関係機関等と連携して普及啓発に努めます。 (消費生活安全課)

イ 牛トレーサビリティ制度の適正な運用

○ 畜産農家や食肉関連事業者等を対象に、牛肉の生産から販売までを追跡 や遡及ができる牛トレーサビリティ制度の適正な運用を指導します。

(畜産課)

(2) 相互理解の増進(第22条)

- ① 生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進 ア リスクコミュニケーションの推進
 - 「食の安全·安心を語る会」を開催し、消費者、生産者、事業者等で食の安全・安心に関する情報・意見交換を行います。 (消費生活安全課)

イ 有機農業への県民の理解促進

○ 有機農業や有機農業で生産される農産物について、各種イベントや県ホームページ等を活用して情報提供し、消費者の理解の増進を図ります。 (農業技術課)

ウ 県産畜産物に関する情報提供

○ 各種イベント等を通して、県産畜産物に関する情報を提供することによって本県畜産への理解を深め、消費者、生産者の相互理解を推進します。 (畜産課)

(3) 食育及び地産地消の推進(第25条)

① 食育の推進

- 食育を県民運動として展開するため、6月の食育月間に開催する「食育推進シンポジウム」や「食育フェスタ」等を通して、食に関する情報提供や啓発など、市町村、家庭、学校、保育所、地域等と連携した取り組みを促進します。 (消費生活安全課)
- 食品関連事業者やNPO法人等の食育活動を促進させるため、「やまな し食育推進応援団」の活動等に関する情報提供を行います。

(消費生活安全課)

○ 大学等と連携し、「食育推進ボランティア」の養成を行います。 (消費生活安全課)

- 保育所の関係職員等への研修等を通して、乳幼児期にふさわしい給食の 実践を推進するとともに、給食の役割や食育の重要性、アレルギー対応等に ついての理解を促進します。(再掲) (子育て支援課)
- 栄養教諭の計画的な配置拡大を図るとともに、教職員の初任者研修や 10年経験者研修等の中で、食育に関する講座を行うことで、食育指導体 制の充実を図ります。 (スポーツ健康課)
- 食品ロスに対する認識をより深めるため、消費者、事業者等の情報交換 や普及啓発等を行い、自主的な取り組みを促します。 (消費生活安全課)
- 郷土料理を活用した食文化の継承を推進するため、県食生活改善推進員 連絡協議会等関係団体との連携による食に関するイベント等を実施します。 (健康増進課)
- 食や農業に関する関心を高め、理解を促進するため、高校生あぐり体験 事業を実施します。 (農業技術課)

② 地産地消の普及啓発

ア 県産農産物の地産地消の推進

- 県産農産物の需要拡大を図るため、農産物直売所の販売力の強化に向け た取り組みを支援します。 (販売・輸出支援室)
- 「地産地消推進大会」における優良事例紹介や生産技術研修等を通して、 生産者グループ等の地産地消活動を促進します。

(販売・輸出支援室、農業技術課)

- ワインについて国から指定を受けた地理的表示「山梨」の普及・啓発を 行い、原産地と品質が保証された「山梨」ワインの消費拡大を図ります。 (地域産業振興課)
- 広く県民に農畜産物等の県産品の利用促進、認知度の向上等をPRします。 (観光プロモーション課)
- 地産地消、食育の推進を図るため、「ふるさと特産品フェア」や「フェスタまきば」を開催します。

(林業振興課、観光プロモーション課、

農政総務課、果樹・6次産業振興課、畜産課)

イ 特用林産物の地産地消の推進

○ 森林総合研究所及び附属施設である八ヶ岳薬用植物園において、きのこ 栽培に関する体験教室を開講します。 (森林環境総務課)

③ 学校給食における県産食材の活用促進

○ 学校給食などを通した県産農産物の利用拡大を促進するため、県産野菜・牛乳等の学校給食への供給を促進します。

(果樹・6次産業振興課、畜産課)

○ 学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業 団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。

(スポーツ健康課)

(4) 食の安全・安心推進月間 (第23条)

① 啓発事業の実施

○ 食の安全・安心の確保について県民の意識を高めるため、条例で「食の安全・安心推進月間」に定めた9月に、「食の安全・食育推進大会」を開催し、食の安全・食育に関する情報提供や食の安全・安心の確保に関して、特に優れた取り組みに対して表彰を行います。(再掲) (消費生活安全課)

(5) 認証制度の推進(第24条)

① 各種認証制度の運用

ア 「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」の運用

○ 減化学合成農薬、減化学肥料栽培を推進する「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」の普及促進と消費者への周知を図ります。(再掲)

(果樹・6次産業振興課)

イ 山梨県農産物等認証制度(甲斐路の認証食品)の運用

○ 本県で生産される農産物を主たる原料とした加工食品等の消費を拡大させるため、山梨県農産物等認証制度の普及啓発を行います。

(果樹・6次産業振興課)

ウ 「富士の国やまなしの逸品農産物認証制度」の運用

- エコファーマーの認定やGAPなど、安全・安心に取り組む出荷団体が 出荷する一定の品質基準を満たした県産農産物を「富士の国やまなしの逸 品農産物」として認証する制度を運用します。 (販売・輸出支援室)
- 安全・安心で高品質な「富士の国やまなしの逸品農産物」の認知度の更なる向上に取り組みます。 (販売・輸出支援室)

県産食品の認証制度

甲斐のこだわり環境農産物認証制度

「甲斐のこだわり環境農産物」とは、化学合成農薬と化学肥料を それぞれ30%以上減らし、県内で生産され、認証を受けた農産物 のことです。

対象となる農産物は、県内で作られた米、野菜、果実等で、「甲斐のこだわり環境農産物認証委員会」により削減の基準が定められた品目・作型ごとに、それぞれ農薬の散布回数と化学肥料の施用量の上限が決められています。



山梨県農産物等認証制度(甲斐路の認証食品)

「山梨県農産物等認証制度」(甲斐路の認証食品)は、消費者の食の安全・安心への関心が高まる中で、本県で生産される農産物を主たる原材料として、県内で生産される加工食品等について基準を定め、その基準に適合しているものを山梨県が認証することにより消費者の信頼を高め、販路開拓や販売の促進を図るとともに、その原料と

なる農畜産物の生産振興を図ることを目的とした制度です。

基準に適合していることが認められた食品には、認証マーク (3 Eマーク(スリーイーマーク)) が貼ってあります。

3 Eマークには、以下の3つの意味が込められています。

- ・優れた品質 (Excellent Quality)
- ・正確な表示 (Exact Expression)
- ・地域の環境と調和(Harmony with Ecology)



富士の国やまなしの逸品農産物認証制度

山梨県では、恵まれた気象条件や生産者の卓越した技術により、全国に誇りうる高品質な農産物が生産されています。「富士の国やまなしの逸品農産物認証制度」は、山梨県産の優れた農産物を広く周知し、「やまなし」を強く印象づけることを目的に、一定の品質基準を満たした農産物を認証する制度です。

ロゴマークには、作る人、贈る人、食べる人など、山梨県産農産物に関わる全ての人を「笑顔にしたい」という思いが込められています。

また、キャッチフレーズ「うんといい山梨さん」には、以下の2つの意味が込められています。

- ・高い栽培技術と日々の努力によって、皆様に安全で美味しい農 産物を届けたいと頑張る生産者を意味する「山梨さん」
- ・山梨で生産された高品質な農産物であることを表わす「山梨産」



うんといい山梨さん

(6) 原産地に関する情報の提供の充実(第21条)

① 消費者の合理的な選択に必要な原産地に関する

十分な情報提供の促進

○ 食品表示合同調査の機会を捉え、食品販売業者に対して、条例に基づく 加工食品の原産地に関する詳細な情報提供制度の普及啓発や指導等を行い ます。 (消費生活安全課)

都道府県名等の表示による詳細な原産地情報の提供のイメージ

対象 ▶ 畜産物、26種類の加工食品(カット野菜ミックス、農産物漬物など)

食品 表示法

玉

産

表

示

情報提供 の 充実 山梨県食の安全・安心推進条例第21条

より詳しい原産地情報

- 都道府県名(山梨県、○○県等) ● 市町村名(甲府市、○○町等)
- 一般に知られている地名
 - ・旧国名(甲州、信州等) ・郡名(南巨摩郡、北都留郡等)
 - ・島名(淡路島、佐渡島等)
 - その他

- 一括表示以外の情報提供
- シールやラベルの貼付
- ポップ掲示や棚へのカード差込
- 一覧表等の店内掲示
- インターネットの利用
- 個別の問い合わせに応じる
 - ・商品等に問い合わせ先を記載
 - 担当窓口等を店内に掲示

原産地表示例

例1: 畜産物

国産

豚ロースすき焼き用 消費期限 2016.00.00 加工者㈱〇〇

山梨県●●市△△番地

正味量 ▲▲ g



山梨県産

豚ロースすき焼き用 消費期限 2016.00.00

加工者 株〇〇

山梨県●●市△△番地

正味量 ▲▲ g

例2:加工食品

称:調味梅

原材料名:梅(国産)、しそ、・・・

内容量:180g

消費期限:枠外右側に記載

保存方法: 直射日光を避け保存してください

加工者:(株)〇〇

山梨県●●市△△番地



称:調味梅

原材料名:梅(山梨県産)、しそ、・・・

内容量:180g

消費期限:枠外右側に記載

保存方法: 直射日光を避け保存してください

加工者:(株)〇〇

山梨県●●市△△番地

4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等

(1)人材の育成(第11条)

① 実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成

ア 食品衛生監視員、と畜・食鳥検査員等の資質向上

○ 厚生労働省及び関係機関の開催する各種研修会に積極的に職員を派遣するとともに、外部講師等を招いた研修会を開催し、最新情報の入手や技術の習得に努めます。また、日頃から食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び研究を行います。 (衛生薬務課)

イ 栄養士への研修会の実施

○ 給食施設や行政機関等に従事する栄養士を対象とした研修会を開催し、 技術の向上を図ります。(再掲) (健康増進課)

ウ 調理師、食生活改善推進員への研修会の実施

○ 調理師や食生活改善推進員等を対象とした研修会を開催し、知識の普及 を図ります。 (再掲) (健康増進課)

エ 農薬管理指導士・農薬適正使用アドバイザーの認定

○ 農業団体指導者やゴルフ場農薬管理責任者を対象とした研修会等を開催 し、受講者に対し、農薬の適正管理等の指導者としての農薬管理指導士及 び農薬適正使用アドバイザーの認定を行います。 (農業技術課)

オ エコファーマーの認定

○ エコファーマー認定に向けた積極的な支援を行い、環境にやさしい生産 方式を実践する産地づくりを推進します。

(果樹・6次産業振興課、農業技術課)

カ 有機農業協力隊修了者への支援

○ 有機農業の生産拡大を進めるため、有機農業協力隊修了者の就農定着を 支援します。 (農業技術課)

キ 普及指導員・営農指導員の養成

○ 消費者の求める安全・安心な農産物を供給するため、GAPの導入を推進し、普及指導員や営農指導員等を指導者として養成します。 (再掲) (農業技術課)

② 地域の活動主体となる人材の育成

ア 食育推進ボランティアの育成

○ 地域での食育への理解を進めるため、研修会や説明会等を活用して、食 育推進ボランティア制度の普及啓発を行い、登録拡大を図ります。

(消費生活安全課)

(2)調査研究の推進(第15条)

① 食品衛生確保のための調査研究

ア 検査機関の業務管理(GLP)の充実

○ 食品の微生物検査や食品添加物、残留農薬などの検査をより迅速、正確 に行えるよう検査機器の保守点検と合わせ、GLP(検査機関の業務管理) の徹底を図ります。 (衛生薬務課)

イ 食品の安全性の確保のための調査研究

○ 食品に関する様々な問題に迅速に対応するため、調査研究を推進します。 (衛生薬務課)

② 安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究 ア 安全・安心な農産物の生産技術に関する調査・研究の推進

- 環境にやさしい農業としての「有機の郷づくり」を推進し、有機農産物の生産拡大につなげるため、試験研究機関における栽培技術の検討を行います。 (農業技術課)
- 化学肥料、化学合成農薬を低減する栽培の普及定着を推進するため、関係機関が連携し、低減化技術の研究開発や生産現場での技術実証等に取り組みます。(再掲) (農業技術課)
- 有機農業を体系化するため、有機農業に適した品種の選定や栽培管理技術の解明等に取り組みます。 (農業技術課)

イ 畜産物の安全性確保のための検査・指導の実施

○ 安全・安心な畜産物の生産供給を図るため、飼料添加物残留等の検査や 畜産農家巡回指導を実施します。 (畜産課)

ウ 魚苗供給・試験指導の充実

○ 様々に態様が変化する魚病に対応し、消費者の視点に立った安全な養殖 魚の生産に寄与するため、養殖業者への巡回指導を実施し、疾病対策を効 率的かつ効果的に推進します。(再掲) (花き農水産課)

エ 特用林産物の栽培技術に関する研究

○ きのこ、山菜、薬用植物などの栽培技術の開発や簡単な増殖方法の確立 のための研究を実施します。 (森林環境総務課)

(3) 危機管理体制の整備等(第10条)

① 山梨県食の安全・食育推進本部

② 食品による健康への被害、または被害が生ずる恐れがある緊急事態等が 発生した場合には、「山梨県食の安全・食育推進本部」において、迅速か つ的確に対応します。 (消費生活安全課)

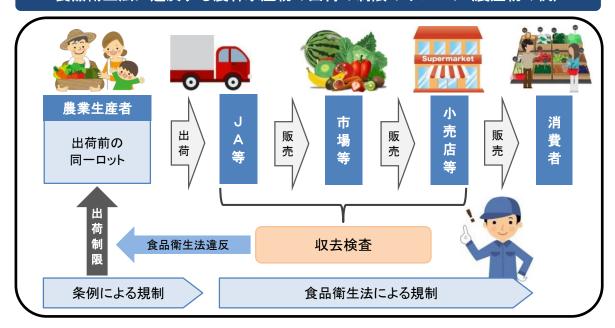
(4)健康被害の未然・拡大防止のための各種措置(第26条~30条)

① 出荷の制限(第26条)

○ 食品衛生法第11条第2項・第3項の規定により販売等が禁止された食品に該当する農林水産物については、条例に基づき出荷を制限します。

(消費生活安全課)

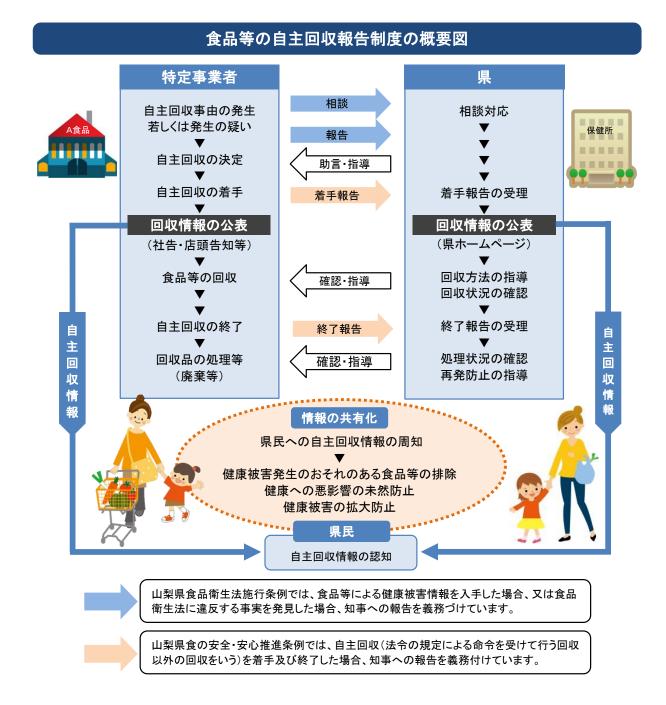
食品衛生法に違反する農林水産物の出荷の制限のイメージ(農産物の例)



② 自主回収報告の義務づけ(第27条)

○ 食品事業者から食品の自主回収に関する届け出があった場合は、県ホームページに掲載し、県民に対して注意を喚起するとともに、当該食品等の回収を促し、健康被害の発生を未然に防止するよう努めます。また、自主回収を終了した時も報告に基づき県ホームページで周知します。

(消費生活安全課)



③ 危害情報の申出(第28条)

○ 消費者等から食品等に関する危害情報の申し出があった時は、関係法令 または条例の規定により、必要な調査を行い、その結果必要がある時は、 指導等必要な措置を行います。(再掲)

(消費生活安全課、衛生薬務課、林業振興課、

花き農水産課、農業技術課)

④ 立入検査、措置勧告(第29条~30条)

- 食の安全に関して、県民の健康への悪影響を未然に防止するため、必要がある時は、生産者、事業者、関係者に報告を求めたり、立入検査を実施します。 (消費生活安全課)
- 条例の違反や虚偽の報告、または報告をしなかった等に該当する場合は、 必要な勧告を行い、正当な理由がなく、勧告に従わなかった場合は、その 勧告の内容を公表します。 (消費生活安全課)

(5) 国、関係者との連携・協働の推進 (第9条、12条、13条、31条~33条)

① 国、市町村等との連携等(第12条)

○ 国や市町村等と連携して、食品表示に係る合同調査や、食の安全・安心 に関する情報交換・意見交換を行います。 (消費生活安全課)

② 消費者団体、NPO法人、ボランティア団体等との連携・協働 (第13条)

- 消費者団体やNPO法人、県栄養士会等と連携を図るための情報交換・ 意見交換を行うとともに、こうした団体の自主的な活動に対し、情報の提供や講師の派遣等を行います。 (消費生活安全課、健康増進課)
- 県ホームページや「やまなしNPO情報ネット」、「ボランティア・ NPOボード」等を活用して情報提供を行うとともに、県とNPO等の多 様な主体が協働して行う事業への支援を行います。

(県民生活・男女参画課)

③ 県民の意見の反映

ア 山梨県食の安全・安心審議会の設置・運営(第31条~33条)

○ 消費者、生産者、事業者及び学識経験者により構成される審議会を設置 し、食の安全・安心の確保に向けた施策の推進等について調査・審議しま す。 (消費生活安全課)

イ 県民からの施策の提案制度の推進(第9条)

○ 県民から食の安全・安心の確保に関する施策等についての提案があった ときは、その提案について検討し、提案者に対して結果を通知するととも に、その内容を公表します。 (消費生活安全課)

1 重点施策

(1) 監視の的確な実施と指導の充実

- ① 生産から販売に至る各段階における安全性の確保のため、
 - 監視指導の充実
 - 安全・安心な農畜水産物の生産を推進するため、農薬や動物・水産用医薬品の適正使用の指導を徹底し、また、主要な農産物等における残留農薬等の検査を実施し、生産段階における監視指導の徹底を図っていきます。
 - 県内に流通する農畜水産物、加工食品等食品の安全性を確保するため、流 通食品における残留農薬や放射性物質等の検査を実施し、流通・販売段階に おける監視指導の徹底を図っていきます。

(2) 適正な食品表示の確保

- ① 食品表示法等に基づく食品表示制度の知識の普及、 各地域の食品表示ウォッチャーと連携した監視指導の充実
 - 食品表示法の完全施行(平成32年4月)を見据え、食品表示合同調査や 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導等を通して店舗への指導を行い、正 しい食品表示の普及を図っていきます。
 - 特に、適正表示が完全には実施できていない地域店舗への調査・指導の強化を図っていきます。
 - 一般県民に委嘱している販売店等の食品表示をチェックする「食品表示 ウォッチャー」を強化し、一層連携することで県の監視を強化します。

(3) 原産地に関する情報の提供の充実

- ① 加工食品等の原産地に関する詳細な情報提供制度の普及促進
 - 広域的店舗に加え、地域店舗においても、畜産物や原産国表示が義務付けられた加工食品の詳細な原産地表示制度の徹底を図っていきます。

○ また、平成28年に、国において全ての加工食品の原料原産地表示の義務付けについて検討されたことから、今後の動向を踏まえながら、詳細な原産地表示の拡大の検討を進めていく必要があります。

(4) 消費者、生産者、事業者の相互理解の増進

- ① 消費者、生産者、事業者間の情報共有及び意見交換の場の提供
 - 消費者、生産者、事業者が相互理解を増進し、信頼関係の構築を促進する ため、リスクコミュニケーション等の情報交換、意見交換の場を提供してい きます。

1 推進体制

(1) 山梨県食の安全・安心審議会(第31条~33条)

○ 知事の付属機関として「山梨県食の安全・安心審議会」を設置し、食の安全・ 安心の確保に関する重要事項について調査審議します。

(2) 県民からの施策提案制度(第9条)

○ 県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善または廃止についての提案があったとき(推進計画の策定・変更の場合を除く)は、当該提案をした者に対して、その結果を通知するとともに、その内容を公表します。

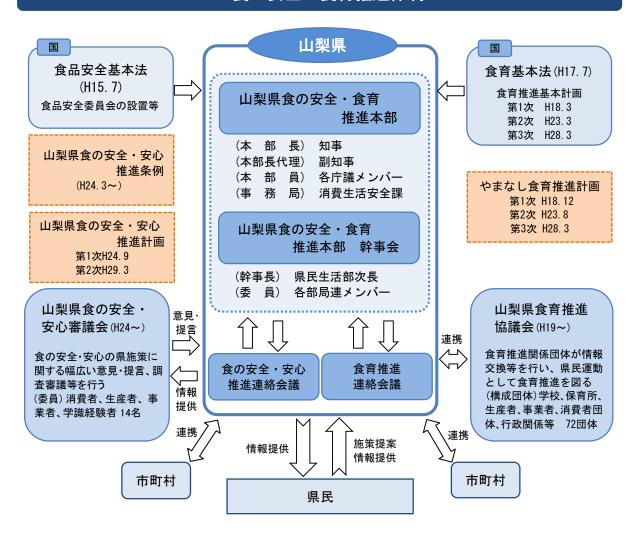
(3) 山梨県食の安全・食育推進本部

○ 知事を本部長として全部局長を構成員とする「山梨県食の安全・食育推進本部」において、本県における生産から販売、消費に至る総合的な食品の安全・安心施策を推進します。

(4) 山梨県食の安全・安心推進連絡会議

○ 推進本部の補助機関として、食の安全・安心の確保・推進に係る企画立案や 条例の運用等に関する部局横断的な協議・調整を行うため、関係課長により構 成する「山梨県食の安全・安心推進連絡会議」を運営します。

食の安全・食育推進体制



2 進行管理

- 毎年、当計画に掲げた数値目標等に基づき進行管理を行い、計画の実施状況 についてとりまとめを行います。
- 数値目標、計画の実施状況については、「山梨県食の安全・安心審議会」に報告し、また、県ホームページ等で公表して広く県民に情報提供します。

3 数値目標

(1)数値目標の考え方

- 食の安全・安心の確保を図るためふさわしい目標とし、的確に管理できる 数とします。
- 計画の進捗状況が把握できるよう、毎年実績が確認できる目標とします。
- 施策の項目ごとに、達成状況を把握できる目標をバランスよく選択します。

(2)数値目標

施策	番号	指標項目	担当課	基準値 (H27)	数値目標 (H33)
1 監視指導 等に基づかに 「生費」に る 全性の確保	1	食品衛生監視指導計画に基づく標準監 視数の達成率	衛生薬務課	115%	100%
	2	給食施設巡回指導の計画に基づく実施 率	健康増進課	_	100%
	3	GAP (農業生産工程管理) の導入産 地数	農業技術課	30 産地	46 産地
	4	有機農業の取り組み面積	農業技術課	132ha	200ha
	5	HACCPの普及啓発に係る講習会参加者数	衛生薬務課	8,335 人	延べ 42,000 人 (H29~33)
2 食品に関する正確な情報の提供	6	食の安全・安心ポータルサイトアクセ ス数	消費生活安全課	11,079件	12,000件
	7	食品表示合同調査による食品の適正表 示実施率 100%の地域店舗の割合	消費生活安 全課	76%	85%
	8	食品表示ウォッチャーからの報告件数	消費生活安全課	4, 146 件	4,350件
3 関係者間 の相互理解 の増進、信頼 関係の構築	9	リスクコミュニケーションの機会への 参加者数	消費生活安全課	705 人	730 人
	10	学校給食における地場産物の使用割合 (食材ベース)	スポーツ健康課	23%	30%
	(1)	県内店舗における原産地に関する詳細 な情報提供の実施率(指定する5種類)	消費生活安全課	_	70%
4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等	12)	農薬管理指導士・農薬適正使用アドバイザーの有効認定者数	農業技術課	486 人 (H23~27 の平均値)	500 人
	13	食育推進ボランティア(食生活改善推 進員を除く)の登録者数	消費生活安全課	1,284人	1,400人

○印は新規数値目標(6項目)